

令和3年度第2回 大阪府環境審議会野生生物部会

日時 令和3年12月8日(水)

15時～17時

場所 WEB会議(Microsoft Teams)

○事務局 定刻となりましたので、ただ今より、令和3年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。司会を務めさせていただきます、環境農林水産部動物愛護畜産課の喜井です。よろしくお願いいたします。

本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして、公開で行うこととしております。また、議事録作成のため、録画させていただきますので、ご了承ください。

それでは開会にあたりまして、動物愛護畜産課長の村山からあいさつ申し上げます。

○事務局(村山課長) 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の村山でございます。

令和3年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本府の野生鳥獣保護管理行政の推進に当たり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、前回の部会では、鳥獣保護管理事業計画、シカ管理計画及びイノシシ管理計画の3計画の策定について、大阪府から諮問を行い、委員の皆様には熱心に御審議いただきました。

部会において審議いただいていることにつきましては、先月行われた環境審議会本審の場で報告させていただいたところです。

また、先日、今年度2回目のシカ・イノシシ保護管理検討会を開催し、検討委員の皆様からもご意見等を頂戴いたしました。これまでの部会等でのご意見等を踏まえ、計画書の記載内容等を精査し、ようやく今回お示しすることができる案として取りまとめることができました。

シカ管理計画及びイノシシ管理計画については、「計画本文」と、これまで実施してきた対策等の経緯や背景、計画の根拠となる各種データ、語句説明等をまとめた「資料編」の構成となっております。

本日、計画案について御審議をいただき、最終案に近い計画(案)とした上で、パブリックコメントを実施する予定でございます。委員の皆様におかれましては、案に対する率直なご意見をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 課長の村山は、業務の都合により申し訳ありませんが退席させていただきます。

次に、事前に送付しました資料の確認をさせていただきます。

本日の(次第)に資料の一覧を記載しています。

資料1-1から1-4の（大阪府鳥獣保護管理事業計画（第13次））にかかるもの
資料2-1から2-4の（大阪府シカ管理計画（第5期））にかかるもの
資料3-1から3-4の（大阪府イノシシ管理計画（第4期））にかかるもの
資料4の（鳥獣3計画について）

また、（委員名簿）（大阪府環境審議会野生生物部会運営要領）がございます。

まず、本日の委員の出欠状況でございますが、（委員名簿）をご覧ください。阪口委員、高柳委員は欠席の連絡をいただいております。澤島委員につきましては出席予定となっておりますが、遅れると伺っています。現在、ご出席の委員の紹介につきましては、teamsの参加者の表示で御確認いただけますので、省略させていただきます。

本日、委員定数9名のうち、6名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会 運営要領 第3条第2項の規定に基づき、本部会が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、オンライン会議の注意点を説明いたします。委員の皆様におかれましては、通信回線の負担にも配慮して、事務局等の説明時には、カメラはオフ、マイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。ただし、ご審議の際には、皆様の賛否などの様子が分かるほうが議論を進めやすいと考えますので、全員カメラオンでご議論いただきたいと思いますと考えています。また、ご発言のある方は挙手ボタンで意思表示をお願いします。部会長から指名がありましてからご発言いただき、御発言が完了したら挙手を下げ、ミュートに戻していただきますようお願いいたします。ミュート忘れ等について、こちらで操作をさせていただく場合がございます。

それでは、以降の議事につきましては、運営要領第3条1項の規定により、前迫部会長にお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

○前迫部会長 委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。オンラインの形になりますが、ご活発なご議論をお願いしたいと思います。

本日は、3件の審議事項がございます。そのため、本日の進め方として、まず鳥獣3計画の策定に関するこれまでの経過と今後の予定について事務局から説明いただきます。続いて、1件目の第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画を審議し、ご意見やご質問を頂戴していきたいと思っております。引き続き、2件目の大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）、3件目の大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）に関しても同様に進めさせていただきます。

それでは、鳥獣3計画の策定に関して、これまでの経過と今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 鳥獣3計画の策定について、資料4に沿って説明させていただきます。

まず、計画の位置付けについてですが、現在、大阪府では、法に基づき第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ・イノシシ第二種鳥獣管理計画を策定しています。これら鳥獣3計画については、令和3年度末をもって計画期間が終了しますので、国が定め

る基本指針に即して、新たに5年間の計画を策定するというごさいます。

次にこれまでの経過ですが、本年9月28日に第1回の野生生物部会を開催し、鳥獣3計画について諮問の上、ご審議いただきました。また、国では環境省で基本指針の見直しが行われておりますが、確定したものが10月26日に告示されております。

また、シカ・イノシシの管理計画につきましては、9月7日、11月22日に大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会を開催し、ご意見を頂いたところのごさいます。そして、本日ですが、第2回目の野生生物部会でさらにご審議いただくという運びになっております。

今後の予定ですが、今回、いただきました意見を基に、最終(案)に近い3計画を作成し、今月末にパブリックコメントを実施する予定となっております。年が明けまして、令和4年の2月には、パブリックコメントの意見等も踏まえた上で最終の計画(案)を策定しまして、第3回目の野生生物部会にて審議いただき、最終答申をいただくという運びになっております。

3月には、この計画を公表しまして、環境大臣、関係機関等への報告をし、4月から新計画に基づいて対策がスタートすることになっております。

また、この部会での議決事項については、本審議会に報告する必要がございますので、来年度の6月頃の環境審議会の本審議会におきまして、部会長から報告を予定してまいります。

鳥獣3計画の策定に関する経過と今後の予定につきましては、以上のごさいます。

○前迫部会長 ご説明ありがとうございました。ここまでについて、何かご意見・ご質問、ございませんでしょうか。一応、上の挙手マーク、顔みたいなものがあるので、それで挙手してということですが、これぐらいの人数ですので、マイクをオンにしてもらって、直接お声がけいただいても、ご発言いただいてもかまいません。よろしく願いいたします。では、特段のご質問もないということで事務局から、続いての(案)について、ご説明願いたいと思います。

第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)について、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、大阪府鳥獣保護管理事業計画(第13次)について、資料1-1~1-4により説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。先ほど説明させていただいたとおり、国の基本指針に即して都道府県は鳥獣保護管理事業計画を定めることになっております。資料の左側下の枠内に、前計画策定時の指針からの主な変更点をまとめてございますが、その中で府の現行計画に記載のない部分について、主なものに赤字で下線を引いています。

主な変更点としては、1点目は「2 鳥獣の保護の推進」のところですが、オオタカが種の保存法に定める国内希少野生動物種から解除されたことで、捕獲許可の権限が、国から都道府県に下りてきました。しかしながら、オオタカは依然として海外産の流通動向から高い市場価値が認められている種であるため、継続して違法捕獲を防止し、保護管理に

努める必要がありますので、都道府県が捕獲許可をするに当たっては慎重に取り扱うこととされており、原則鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めないこと等が追記されています。

また、2点目は、「4 感染症への対応」のところですが、野生鳥獣に関する感染症対策については、その実態が不明な部分も多いことから、情報収集と鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施、公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有について、書き込みがなされています。特に、豚熱（CSF）やアフリカ豚熱（ASF）に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進すること、感染症の拡大が懸念される場合は措置をとった上で捕獲に当たるよう指導することなども記載されています。

これらの指針の変更内容に即して、府の計画を変更するということとなります。右側に、府の鳥獣保護管理事業計画（案）について記載しており、主な変更点について赤字で下線を引いています。ここに記載した変更以外にも、委員の皆様のご意見や、府の内部の意見等を踏まえ、適宜修正等を加えています。

鳥獣保護管理事業計画は、ここに書いているように、項目第一から第九まで規定しております。内容は各都道府県の地域の実情に応じて策定することとなっています。これらは、国の基本指針の「鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」に規定されています。前回部会の際は、計画の変更点について、こちらの概要版の資料で説明しておりましたので、今回は計画本文に沿って、主な変更箇所について説明させていただきます。

資料1-2第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）をご覧ください。こちらの資料ですが、表紙右下の注意書きにあるように、第1回部会の資料から、変更した箇所について、赤字で下線を引いております。表題、目次があり、P1をお願いします。左側に行番号を付けさせていただいております。13行目 第一の計画期間について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

次に、同ページの「第二 鳥獣保護区等に関する事項」でございまして、大阪府では鳥獣保護区を現在18カ所、12,914ヘクタール指定しております。P2に計画期間中の予定を記載していますが、新規指定等の予定はなく、現状のまま維持する見込みとなっております。計画期間中に、指定期間が満了する鳥獣保護区は8カ所5,887ヘクタールございまして、それぞれ全て期間更新する予定です。

次のP3の特別保護地区について、現在1カ所、70ヘクタール指定しております。こちらについても計画期間中に指定期間が満了するため、期間更新を予定しています。新規指定は予定しておりません。

続いて、P5の第四の部分、鳥獣の捕獲許可に関する事項でございまして。こちらは、平成29年度に、種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除され、府知事の許可権限に属することとなったオオタカの捕獲許可に関して基本指針に追記されたので、計画にも同様に反映しています。追加した箇所ですが、P6の45行目「(4) 保護の必

要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方」の項目を新たに追加しました。保護の必要性が高い種等の捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、特にオオタカについては、原則鳥獣の管理を目的とする捕獲等を認めないこと等について記載しています。

オオタカについては、特にレース鳩の捕食被害がございます。捕獲許可については、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合に限定し、被害状況の把握や被害対策の具体的な方法等については、国がとりまとめた「オオタカ被害対応マニュアル」を参考にしながら、適宜専門家に相談しつつ、対応していきたいと考えております。

また、捕獲後の個体の飼養については、高い市場価値を鑑みて、公的機関における飼養に限り認めることとしています。

次に、P 1 6「第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項」について、鳥獣の捕獲等の際に、銃の使用が禁止される特定猟具使用禁止区域（銃）については、現在73カ所12万飛んで46ヘクタールを指定しておりまして、計画期間中に1カ所の新規指定を予定しております。P 1 6の一番下に記載しておりますが、茨木市の「彩都中部地区」63ヘクタールとなります。また、計画期間中に指定期間が満了する28カ所について全て更新を予定しております。

次に、P 1 9「第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項」でございまして、こちらは、各都道府県の実情に応じて、特に生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、適正に管理していく必要がある場合に策定することができる計画となっています。

大阪府では、特に農林業被害が顕著なシカ、イノシシについて、管理計画を策定しておりますが、現行計画終了後も引き続き管理を図る必要があるため、鳥獣保護管理事業計画と同じ5か年の計画期間で策定をいたします。

次に、P 2 5の「第九 その他」の中の、P 2 6「4 感染症への対応」について、基本指針にも元々感染症への対応に関する記載はありましたが、特に近年イノシシへの感染が拡大している豚熱に関する具体的な記載、また国内での感染は確認されていませんが、アフリカ豚熱の記載が追記されました。それを踏まえて、計画にも追記しています。具体的には、感染症についての情報収集や、関係機関と連携した感染状況に関する調査の実施、また、豚熱に関しては、捕獲活動に当たり、防疫措置を徹底したうえで実施するよう指導することなどについて、追加しました。まだ国内での感染が確認されていないアフリカ豚熱への対応についても侵入時に早期発見が必要な体制整備等に努める旨も合わせて追加しています。

国の基本指針変更に伴う、府の計画の主な変更点は以上です。

次に、第1回目の部会の際に、委員の皆様から頂いた意見と、その対応について、資料1-3にまとめております。さきほどの資料1-2の計画本文も平行して確認いただければと思います。

まず、一点目ですが、「感染症への対応について、豚熱は畜産関係の影響が顕著であるが、それ以外の例えば SFTS 等の人への影響が大きい感染症について、医療部局等との連携も必要であると考えられるが、どう考えているか。」というご意見がございました。

先ほど見ていただいた資料 1-2 の P 26 の「感染症への対応」をご覧ください。こちらに記載している感染症への対応に関する記載には、SFTS 等への対応も含まれておりますので、必要に応じて、医療部局等も含む関係部局と連携して対応しているところです。また、SFTS の記載については明記されていなかったもので、P 27 の 5 行目に「SFTS 等の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集に努め、関係部局や関係機関との情報共有に努める。」旨を追記しています。

なお、大阪府では動物由来感染症の調査を実施し、調査結果を公表するなど、野生鳥獣と接する際の注意喚起に役立てております。その調査の一環として、府の感染症対策企画課を通じて、(地方独立行政法人)大阪健康安全基盤研究所に、アライグマの日本紅斑熱についての検査を依頼し、同研究所には、SFTS の抗体保有率等の把握のための調査も併せて実施していただいているところですのでご紹介させていただきます。

資料 1-3 に戻りまして、2 点目ですが、「市街地に出没する鳥獣への対応について、現在どのような連絡体制になっているのか。」というご意見がございました。こちらについては、別途、府が作成している「大型野生獣の出没等緊急対応マニュアル」に基づき、市町村を中心とした連絡体制を整備し対応しているところですが、本計画にはこれまでその旨の記載が無かったので、今回資料 1-2 の P 28 の 26 行目に改めて追記させていただきます。また、そのマニュアルについても、資料として添付するようにとのご意見もございましたので、資料 1-4 として添付していますのでご確認をお願いします。

13 次計画について、主な変更点と、1 回目の部会の意見及びその対応について説明させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 前迫部会長 ご説明、ありがとうございます。それでは、ただ今、ご説明がありました「第 13 次大阪府鳥獣保護管理業計画(案)」について、ご意見・ご質問等、よろしく願いいたします。鳥獣のこともございましたが、高田委員、ご意見いかがでしょうか。案として十分なものになっていますでしょうか。お願いいたします。
- 高田委員 ご説明ありがとうございます。1 点気になったところは、大型野生獣の出没マニュアルを詳しく伺いたいのですが、クマの出没に対して、捕獲してどこかに放すというのが、放す先の方がだいたい拒否されるかと思いますが、かといって、処分というのは望ましくないのか、捕獲した場合どうするのかというのは、どのように決められているのでしょうか。
- 前迫部会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。
- 事務局 捕獲についてですが、まず、捕獲をしないような取組みとしまして、大阪府では、くくりわなの計を 12cm 超えるくくりわなを狩猟で使えるということになっておるので

すが、クマの出没等情報があった場合には、そのようなものは使わないように、市町村で有害捕獲しているところがありますので、そのようなところに周知するといったことをしております。捕獲された場合の対応につきましては、まずは放獣するように、地元の方々ご意見を頂戴して、調整していく流れになるかと思いますが、高田委員がおっしゃるように、調整というのがなかなか難しいと。そこで放獣されると、人身被害が起きたときに誰が責任を取るかという話とかもありますので、そのあたりはなかなか難しいところかと思えます。

過去に、捕獲された、クマが誤捕獲されたという事例もあるのですが、そのときは、団体に引き取っていただきまして、団体に飼養していただいているといった状況もございますので、放獣できない場合は、団体とか、動物園とか、そのようなところに確認いたしまして、対応を決めていきたいと考えております。

- 高田委員 ありがとうございます。クマ類の個体群は随分減少しているのですが、捕獲処分というのはできるだけ避けたいところですが、街中に出てきたときに、どうしても捕獲が必要になるということは十分想定できることですので、捕まえてしまったらどうするのかというのを事前によく話し合っておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
- 事務局 市町村の方で捕獲するという事になった場合につきましては、その先どうするのかというところも調整した上で、現在も対応進めておりますので、同様に対応を進めていきたいと思えます。ありがとうございます。
- 高田委員 ありがとうございます。
- 前迫部会長 関連して、クマの個体群というのは、どれぐらい調査が進んでいるのか、データとして大阪府はお持ちなのでしょうか。四国とかは少ないので、どこにいるかは分かっているという話も出ていたのですが、大阪府でクマの個体群の把握はある程度分かっているのか、そこまではいっていないのか、どんな感じなのか、情報がありましたら、教えていただけますか。
- 事務局 大阪府においては、基本的にクマの生息地はございませんので、お隣の兵庫県とか、京都府に生息するものが、このような事情で通過するという認識ですので、現在のところ、対象とした調査はしておりませんが、環境農林水産総合研究所の方で、そのような出沒、府域にどれぐらい出てきているかという経年変化を取っていただいていると、そのような状況でございます。
- 前迫部会長 それはデータベースとして公開されているということですか。
- 事務局 毎年、クマの出沒、特に春とか秋とか、出沒が多くなりますので、そのような前に資料提供と合わせて、経年変化についても公開しておりますし、ホームページなどでも挙げさせていただいているというところでございます。
- 前迫部会長 地理的情報とセットでということですね。この辺でよく出沒しますというようなものですね。

- 事務局 特に北摂山系が中心になるということでございます。
- 前迫部会長 ありがとうございます。他に第13次鳥獣計画について、いかがでしょうか。ご意見、よろしく願いいたします。

特段ないということなので、また後で時間を取らせていただいて、次にご説明いただいて、また、この件と次の件と合わせてご意見、頂戴できればと思いますので、事務局から、ご説明をお願いします。

- 事務局 シカの管理計画の説明をさせていただきたいと思います。資料2-4の野生生物部会と、検討会での意見の対応についての資料に従いまして説明を進めていきたいと思っております。

左側に項目とページと行と書いてはおりますが、こちらが本文をお送りさせていただいているかと思いますが、資料2-2ですが、行とページと対応しておりますので、併せてご確認くださいと思います。

まず、前回の野生生物部会（9月28日）での意見との対応になります。

1つ目が、農業被害強度グラフなどの凡例など工夫することという形で、ご意見をいただいていたところです。そちらにつきましては、P3とP6になるのですが、図2のシカによる農林業被害強度の図の中で、凡例を加えさせていただきまして、こちらに深刻、大きい、などとあわせて、数字を0、1、2、3、4というのを記載しております。

同様にP6になりますが、図7の農業被害強度平均値の推移で、注釈としまして、農業被害強度の0、1、2、3、4、どれに対応するかというところを記載しております。

次のページの図の10のところ、下層植生衰退度の図を載せておりますが、こちらについても、被害強度についての注釈を加えさせていただいているところです。

こちら資料編にはなりますが、生息密度分布図の凡例が分かりにくいというところがありましたので、生息密度10頭以上が黄色になるような形で工夫しておりますので、後ほど、確認いただければと思います。

続きまして、南部のシカの定着防止対策について具体的な内容を記載するようというご意見ですが、前回の部会にあわせて、その後、行われました検討会でも議論になったところです。問題点として、対象となる泉州・南河内地域の市町村の方が、シカが来ているという認識が甘いというところがありますので、まず、それら市町村に対して、「シカが来ているよ。対策していきましょう」というところを普及啓発していくところを盛り込み、記載しております。あわせて、国の交付金事業など活用した対策を働きかけることについて記載しております。また、自動撮影カメラ等によるモニタリングや、泉州地域につきましては、特に友ヶ島の方から来ていると思われる外来交雑種の個体の問題もござりますので、遺伝子検査を行っていくということについても記載しているところです。

続きまして、捕獲個体の適正処理について記載することというご意見ですが、P13(3)②有害鳥獣捕獲推進の項目の最後の段落ですが、捕獲の個体については、他の野生鳥獣の餌にならないよう、現場条件等により、搬出が困難な場合を除き、現地に放置しな

いことを原則とし、持ち出した個体は、ジビエ利用又は焼却等により適正処分することとしました。

また、資源の有効利用について、近隣府県との連携を含め、具体的に記載すること、とのご意見ですが、同じページ④の最後のところに、捕獲体制の整備にあたっては、地域の飲食店等と連携した捕獲の取組み事例を紹介し、捕獲物の地域資源としての活用を促すといった記載を加えていること、あとP17ですが、(3)資源としての利用の検討の中で、ジビエ利用について記載させていただいておるところです。特に4行目のところで、近隣府県の既存処理加工施設等の情報を収集するとともに、関心を持つ市町村へ情報提供を行うといったことについて記載しております。ジビエにつきましては、前回の検討会でも、より具体的な対応策を記載するよというご意見をいただいたところで、対応として、(3)の最後の行ですが、有害捕獲等で捕獲した個体の食肉利用率について、市町村の協力を得ながら把握に努めるというところを記載しております。

続きまして、防護柵は効果的な方法での設置を推進することについて記載すること、というご意見をいただいております。P14の25行目から26行目のあたりで、適切な防護柵の設置のほか保守も含めた体制を地域で構築し、維持することによって十分な防除効果が得られるという形で、効果について記載しており、(3)で、不適切な管理、防護柵の設置の効果が十分に発揮されていないケースも見られることから、設置に当たっては、効果的な防護柵の設置及び維持管理の方法や収穫残渣等の撤去などの正しい被害防除技術や知識の普及啓発を行うという形で記載しております。

続きまして、被害防除対策の目標については、防除を推進することがもっと分かるような形で記載して欲しいというご意見だったのですが、具体的には、地域における防除意識を高めることにより、農業被害アンケートにおいて、防護柵の効果がないの回答がなくなるようにすることを目標とすると形で記載方法を変更しております。

次に、森林被害については、風倒木被害による影響とその対応について記載することというご意見をいただいております。P14の1行から6行目で、風倒木被害が発生しておりますので、被害地が草地化すると、シカの餌量が増えて、個体数の増加につながる可能性があるため、このため、早期に風倒木被害地の復帰を行い、普及に当たっては、植栽木や萌芽した新芽を守るための防護柵等設置するとともに、下層植生がシカの餌とならないように適切な管理を行うという形で記載させていただいております。

続きまして、11月22日に開催しましたシカ・イノシシ保護管理検討会での意見との対応について、説明させていただきます。

まず、下層植生衰退度の推移の図を本文に記載することということなのですが、P7の図11ですが、こちらの図は元々資料編のみ掲載しております、本文には載せてなかったのですが、この後で出てきます下層植生の被害軽減の目標について、下層植生衰退度を各地点において、ランクを下げていくという目標を掲げておるのですが、その説明を補完する資料として分かりやすいのではないかとご意見をいただきましたので、ここで

掲載させていただいているところです。

続きまして、生息環境管理について、こちらは本来森林における生息地の環境管理と、周辺での環境管理、被害防除対策のための管理、これらを分けて考えるべきではないかというご意見をいただきましたので、生息環境管理に関するところにつきましては、「環境管理」という言葉で統一して記載しております。

続きまして、森林の下層植生の被害軽減に関する短期目標で、下層植生衰退度2の地域を衰退度1にするという目標を掲げておるのですが、これでいくと被害の程度が低いところだけを対策するように見えるし、特に被害が大きいところを対策すべきではないかというご意見をいただきました。P9の4、5、6行目のところですが、被害が大きい区域においては、個体数管理とあわせて、必要に応じて防護柵整備等により、植生の回復に努めること、と一文を加えさせていただきまして、決して、被害が軽いとか、低いところだけやるというわけではなく、被害が大きいところについても、適切に対処していくということについて記載させていただいております。

続きまして、南部のシカの定着防止につきましては、先ほどの説明と同じになりますので省略させていただきます。

次に、捕獲目標のところですが、P10の5行目から17行目あたりですが、捕獲目標が年間1550頭で設定しておるのですが、そちらの設定根拠が分からないので、その理由を記載するよというご意見をいただきましたので、この表の上の部分で設定方法について、考え方を記載させていただいております。

また、令和3年度の計画捕獲頭数について、元々1300頭で、平成29年から令和2年度までの平均値を記載しておったのですが、それよりも第4期の捕獲目標の1400頭を記載しておいたほうが良いというご意見をいただきましたので、表の上では1400頭と記載させていただいております。計算上は、平成29年から令和2年度の平均値の1300頭を入力して計算しております。

続きまして、植生被害のところ、植生被害対策の記載が人工林のみに関係する記載内容に読めるので、自然林も含めて記載するよというご意見をいただきました。P14の7行目あたりで、広葉樹林等を含む全ての森林のうち、シカによる下層植生への被害が著しい森林区域において対策を講じるという形で記載させていただいております。

続きまして、研修会の実施について、現状の研修会は不十分だというご意見がいくつかありましたので、関係部局と連携して取り組むよというご意見がありました。こちらにつきましては、P14目の40行目から41行目ところです。鳥獣被害対策の専門家の協力を得ながら、関係機関と連携して、研修会等を実施することにより、被害対策に対して地域が異なる指導者の育成を推進するといった形で記載させていただいております。

次に、南部のシカに関して、P16目の8行目から11行目のところになるのですが、南部のシカに関して、周辺の府県との連携はあるのかという質問がありまして、現状としましては、和歌山県の友ヶ島の外来交雑シカの問題に関しましては、和歌山県が主体とな

って対策を行ってありまして、和歌山県が主催する関係行政機関会議に府も出席しておりますので、そちらの内容について記載させていただいております。また、関西広域連合を通して情報共有に努めていきますので、そちらの内容についても、あわせて記載しております。

続きまして、豚熱（CSF）防疫等対策等の情報について、各種関係団体への情報共有について記載することというところですが、防疫対策の情報などについて、自然保護団体とか、そのような団体にもきちんと情報を共有して欲しいというご意見をいただきましたので、その点につきまして記載させていただいております。

その次のジビエにつきましては、先ほどの説明のとおりです。

次に、来年春に策定予定の「大阪府生物多様性地域戦略」との整合性について記載すること、というご意見がありました。こちらにつきましては、17行目の（4）「他計画との連携」という項目を追加させていただきまして、生物多様性地域戦略や大阪府の森林整備指針との整合を図るものとするという記載を追加しております。また、併せて、SDGsに関する内容についても記載しております。

最後に、生息密度に関する各種指標をまとめた図を作成することのご意見なのですが、大阪府ではシカに関する生息密度の指標としまして、くくりわなの捕獲効率や、銃猟での目撃効率や捕獲効率と合わせて、糞塊除去法による生息密度の推定、この3種類をやっておりますが、これらは単位が違うので、比較しにくいということもありますので、単位を統一した形の図を作成しまして、まとめておりますので、資料編のP10に載せております。共有させていただいた図なのですが、平成26年度を100としまして、これらの相対値という形で記載させていただいております。説明は以上となります。

○前迫部会長 ご説明ありがとうございます。多岐にわたりますが、前回、部会で出た意見に対してのご対応、ご説明をいただきました。どこからでも結構ですので、ご意見・ご質問等、よろしくお願いいたします。

では、細かい話になるのですが、本文のグラフのところいくつか引っかけた部分があります。農業被害強度を2以下に抑えるという書き方がされていたところ（P10図13）、を根拠にして、2以下に下げることが本文にも書かれていたかと思えます。それとは別に、現状で細かい数値のグラフが1以下に下がっている、以前は、1、2、3という段階的なものだったのですが、そこをもう少し詳しく解析していただいて現状のデータ（P6図7）も作っていただいた。こことリンクした話で、平均値がいくらというものもあり、農業被害強度が平成22年からこの10年間、2以上でグラフが推移しているので、そのような意味から、シカ密度10頭以下に下げ、農業被害強度2以下にするという目標値は、かなり思い切った数字になると思います。これは現実的なものになるのかどうか。令和4年度から5年間の目標になるので、この10年間はできなかったけれども、あとの5年間で、このような具体的な目標値でやっていくのだという、意気込みのところは分かったのですが、実現可能性について、「絵に描いた餅」にならずに済む、何か方策・

目処とかがあるのかどうか、お聞きしたいのが1点。

あと1点は、SDGs (アイコン) について、「2 陸の豊かさを守ろう」というのと、「15 飢餓をゼロに」が挙がっていたのですが、ここはもう少し欲しい。例えば、先ほど感染症の話もあり、健康のようなものも見据えて盛り込んで欲しいなと思います。もっと大きな枠組みでいえば、気候変動の中で、北の方であれば温暖化すれば、それに伴ってシカが増えるなどのような問題もありますので、気候変動も見据えてやっていくなど。「飢餓をゼロに」というのは、ジビエを見込んでいるのか、農業被害をなくして、食を豊にするところとリンクしているというところなので、2と15は良いと思いますが、もう少し健康、福祉、あるいは気候変動のようなものも思い切って入れて、そこに向けて、環境というものがベースになって、上の人間社会とか、経済とかが成り立っているのだというところがありますので、ここはもう少し思い切って盛り込んでもいいかと思います。もう少しあるのですが、まずは2点についてお伺いして、その後で高田委員から手が挙がっていますのでご意見頂戴したいと思います。先に事務局のコメントをいただいて、高田委員にお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。まず、最初に、SDGs につきましては、ご指摘いただいたとおりの内容に反映させるべく、検討したいと思います。

続きまして、農業被害対策の実現性について、こちらが、先ほどのP11図13のグラフに示しており、シカの生息密度と農業被害強度との関係になります。生息密度が10頭程度になれば、農業被害が2ぐらいには抑えられるということになっておりまして、個体数管理の計画としまして、毎年1,500頭ずつ捕獲していけば、令和8年度末には、平均での生息密度が10頭未満になっていくとしておりますので、この個体数管理を推進していけば落としていくことはできるかと思います。ただ、この図を見ても分かりますとおり、生息密度10頭のところで、農業被害が3や4のような点がありますので、これらの地域というのは、いわゆる防護柵等の被害防除対策が十分にできていないという地域になってくるのかと思っております。このような地域での被害防除対策というのも、併せて推進していくことによって、農業被害強度、農業被害に関する目標を達成していきたいと思っております。

○前迫部会長 承知しました。前回も同じようなコメントを申し上げて恐縮ですが、森林被害と農業被害は全然やり方違って、森林被害を抑える、シカ生息密度を抑えて、被害を抑えるのは大変ですが、農業被害は防鹿柵とか、エリアを絞った対策ができるので、この農業被害強度2に持っていくというのと、シカ生息密度だけで説明しようとするのは大変なので、今まで10年間、全然減らなかったのに、5年でざっと落とすというのは、なかなか大変なものもあるので、防鹿柵についても、その書き込みをもう少しはっきりと明確にすれば良いと思っておりました。また、後でコメントいただくということで、先に、高田委員と黒田委員が手を挙げていただいているので、ご意見を頂戴したいと思います。まず、高田委員からお願いします。

○高田委員 高田です。3つあるのですが、先ほど風倒木の問題で、下層植生がシカを増やすのだというお話がありましたが、今、新名神、北摂ですと、新名神の長大法面や、道路ののり面もかなりシカの生息に良好といったらあれですが、草が広がっていますので、その対策をしないといけないのではないかと思います。これが1点。

もう1点、ジビエとして利用するということはすごく良いことだと思いますが、よく言われるのが、「解体場所がない」と言われます。捕獲はできるけど、それを保健所の規定に沿って解体できる場所で適正にしないと、お宅の庭先などで処理したものは店に卸せないからと言われることが多いので、行政として、何か流通の間を取れるような場を作ってあげないといけないのではないかと思います。

3点目ですが、博物館で哺乳類の説明をすると、「高槻にシカはいるのですか」という意見をよく言われるのですが、この業界だと、当たり前が増えすぎていて困っているというのは常識ですが、世間では全然常識ではないので、もっと周知というのがいるのではないかと思います。以上3点です。

○前迫部会長 ありがとうございます。黒田委員からご意見頂戴してから、事務局の方で、3人、まとめてコメントお願いしたいと思います。黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 途中確認できなかったため、曖昧な部分もあるのですが、まず、森林で針広葉樹に関わる下層植生が少ない場所については対策をしていくと説明されたと思います。聞き間違っていたら訂正いただきたいのですが、森林に関して対策を行うというと、数を減らすしかないと言っているのですが、対策を行うという表現だと、何をするのか分からないし、計画時点では計画した人は分かっているとしてもそれを読んだ人が分からないと思います。先ほども言われておりましたが、農業の場合は、柵と密度管理の両方ですが、森林に関しては、密度管理依存であるということは、しっかりと分かるようにしていただきたいというのが希望です。世間の方は、先ほどおっしゃったように全然ご存じない、すぐ「可哀相」と言ってしまうのですが、そうではなくて、人間が生きていくための密度というのは、見ていかないといけないのだということです。

2つ目が、ジビエのことも私も同じ疑問があります。廃棄がほとんどだというのは、他県の委員も知っています。川に捨てるのです。趣味でやっている方が多いのですが、土に埋めるのは無理、持ち出すのが無理となると、川に捨てるしかない。それはよく分かるのですが、そうすると他の動物を増やしているものです。そこも、決めるのは簡単ですが、実施いただけるかどうかという検証はいると思います。とても無理なことを要求している場合もあります。それから、ジビエに関して色々な県で色々な取り組みがありますが、保健所の規制が非常に厳しくて、私が知っている猟師さんは補助金を使って3000万円かけてそのような施設を作られたのです。そうでないと売れないのです。保健所の資格が取れるような補助金制度も紹介するなどして、どうしたら廃棄しないでジビエにできるかというルートを整えることのほうが、むしろ、これが最初かと思いました。今、計画段階で、ここで良いのだというのはよく分かるのですが、文章で書いてし

まうと、すごく簡単に見えてしまうというのをご理解いただきたいと思います。

3つ目、これも重なるところがありますが、「農業被害は平均10頭以下にできれば」とおっしゃいましたが、平均は平均で、ものすごく平均値が危ないのは、多いところと少ないところでは雲泥の差になりますので、平均の話ではなくて、農業の場合は柵のことを重点的に示したほうが良いと思いますし、あくまで10というのは、目安でしかないことも、読んだ方が分かるような説明があるかと思いました。以上です。よろしくお願いいたします。

○前迫部会長 ありがとうございます。具体的に提案いただきましたので、事務局、3人まとめてコメントいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。まず、道路の法面などでシカの餌場になっているというご意見なのですが、もちろんそのような面もあると思いますので、現時点で明確な回答はできませんが、関係機関とも情報共有して対応したいと思っております。北摂にシカが生息していることがあまり認識されていないというお話がありましたが、そうしたところについても、機会があれば普及啓発していきたいと思います。

森林における防除対策について、個体数管理がメインだという意見には、事務局としても、基本的には個体数管理が重要であると認識しておりまして、主に個体数管理で対策はしていくのですが、ただ、それだけですと被害が大きい地域での対策は不十分になってくる可能性がありますので、特に被害が大きいところにつきましては、防護柵を設置するとか、そのようなことも合わせてやっていきたいと考えております。

あと、捕獲個体の投棄の関係のことなのですが、こちらにつきましては、P13のところの説明は書かせていただいておりますが、捕獲個体を原則として、ジビエ利用か焼却処分という形で、場外で処分すると記載させていただいているところです。ただ、こちらについては、しっかりと普及啓発をして、実施していきたいと思っております。

○事務局 それから、ジビエの関係について、食の安全というのが非常に重要な問題だと考えております。そのような意味で、大阪府として、今、一番取り組んでいるのは、既存でジビエを使っているというような、非常に猟場と近い施設もございますので、そういったものを紹介するとともに、新たな設置のご相談があったときには、私どもの課にも獣医師職の職員がおりますので、そのような者が出向いて、制度等の説明を丁寧にさせていただいているところで、できるだけ利用できるものは利用させていただくと、できれば、地産地消という考え方の中でさせていただくということでお話しているところでございます。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○前迫部会長 ありがとうございます。計画の中で、ジビエ問題を具体化できるかどうか、あるいは、森林の下層植生という問題だけではなくて、法面の草地植生とか、あるいは、植栽したばかりの植栽地の苗場みたいな光環境が良いところについては、シカの餌場になるとか、挙げていくと色々あるのですが、そういうところもきめ細かく丁寧に書いていただくことができれば、読んだ人が、「そういうこともあるのか」と分かるように、ご検

討いたきたいということと、シカの問題を私たちが思っているほどは、一般市民の方は認識されていないというところがあるようですので、その辺は、計画の中に書き込むというよりも、日常的に、ちゃんと発信していただく姿勢が重要だと思います。今もやっておられるということは承知していますが、なお分かりやすい形で啓発等も含めてやっていくということで、この点もご意見というよりも具体的に盛り込めることがあれば、盛り込んでいただくということで、前向きに検討いただければ有り難いのですが、事務局としてはどうでしょうか。

○事務局 高田委員がおっしゃったシカの生息について知らない方がいらっしゃると、特に南部でシカを目撃情報が増えているという中で、そのような意識の植え付けは非常に重要だと考えております。そのような中で、一層の啓発的な活動と実践的な活動を推進していきたいと考えておりますので、その辺もどのような形で計画に盛り込めるかというのがありますが、前向きに考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○前迫部会長 ありがとうございます。他にご意見・ご質問いかがでしょうか。

もう1点、お聞きしたかったのが、シカの遺伝的な交雑実験について、DNAレベルで調べるということを加筆していただいているのですが、これは南だけでなく、北についてもやるのか、今心配されている南の友ヶ島からの侵入個体を集中的に考えておられるのか。5年間あると、増えるものは増えて、段々北上するというところもあるかと思いますが、このあたり何かありますか。

○事務局 南の個体について外来種が入っていないかということを中心にモニタリング調査しており、北については今のところ計画はしていません。

○前迫部会長 はい。承知しました。平井委員、お願いいたします。

○平井委員 P5の前回に続いて南部の部分についてなのですが、この図は、今回新たに出示していただいたということでしょうか。

○事務局 少し記載を変えています。

○平井委員 これで見ると、色の微妙な違いが理解できているか分からないのですが、最近数年に限っては、河内長野市から和泉市にかけての連なるプロットのところに集中している感じがします。捕獲報告のほうが、粗い表現になっているのですが、こちらについては、年度とか場所的なものは分からないのでしょうか。

○事務局 メッシュで示している捕獲の情報については、狩猟者からのメッシュ単位での報告になるので、はっきりと地点では分かりません。年度毎で出ているところです。

○平井委員 例えば、最近では河内長野市とか和泉市の辺りが、注目すべき場所なのかという気がしているのですが、他の西、東の方に関しては、データとしては古いので、現在、密度が高くて、集中的にモニタリングした方がいいのは、赤い集中しているところなのかと思ったので聞いてみたのと、この部分について、関西広域連合などから情報をというお話がありましたが、むしろ、和歌山県とか、奈良県の関連部署と連携して情報を得た方が

良いのではと思いましたが、いかがでしょうか。

- 事務局 まず、先ほどのメッシュの話なのですが、昨年度10頭捕獲の報告がありまして、うち5頭が泉佐野市、あと、2頭が岬町と河内長野市だったと思いますが、岬町でも出てきているのかということもありますね。
- 平井委員 そうですか。ただ、泉佐野市はメッシュが入っていないと見えるのですが。
- 事務局 細かいのですが、泉佐野市の「市」の字のあたり、端にメッシュが入っています。このメッシュで、5頭の狩猟での捕獲報告がありました。
- 平井委員 メッシュの中に頭数を入れるとか、もしできれば、面と頭数ができるのでしたら、そのようなものが分かった方がいいのかと思います。
- 事務局 分かりました。表現方法は工夫させていただきます。
- 事務局 平井先生、参考までに、シカの資料編のP14になるのですが、平成24年から、そのような目撃情報があるとか、狩猟実績があるとか、一覧表として付けさせておるといふことをございます。
- 平井委員 これがプロットですね。メッシュのほうは資料編にはないですね。この表でも構いませんので、メッシュの情報もあればお願いします。
- 事務局 メッシュの情報は、P14の表の中の「狩猟実績報告」というようなものが対応しています。
- 平井委員 分かりました。これでだいたい理解できると思います。
- 事務局 先ほどの関西広域連合との話ですが、関西広域連合で、近隣の和歌山県など会議に出席していますので、担当者と先ほどの情報について共有したいと思っております。先日も関西広域連合の会議がありまして、和歌山県の担当と話をしてきたのですが、和歌山県紀の川以北でも、最近、ポツポツと捕獲の情報が出ているようでして、河内長野市の南側の葛城町とか、その辺りでも何頭か捕獲の情報が出ているということなので、その辺の情報収集をしたいと思っています。
- 平井委員 その情報も会議で紹介いただければと思います。イノシシはこの後ですか。
- 事務局 分かりました。この後です。
- 前迫部会長 どうもありがとうございます。他の委員、よろしいでしょうか。今、図を見せていただいた中で、P6の図8の被害防除対策の実施状況を拝見していると、この防護柵と捕獲と藪刈払いは、同じアンケート数なのですか。例えば、100だったら、全部100、100、100、対象者が一緒の方という感じなのですか。
- 事務局 アンケートの対象者は全て同じですが、回答いただけていない場合もありまして、防護柵と捕獲と刈払いとそれぞれで回答数が違っていたりするのです。
- 前迫部会長 100オーダーの感じなのですか。もう少し少ないのですか。対象者です。おおよそでいいです。

なぜ、お聞きするかというと、これを見ると9割の人が防護柵を設置していて、しかし、効果があると思っている人は8割から少し減っていて、「効果あり」の人はいますが、「効

果がなし」の人があって、それは柵が壊れていても補修しないから、みたいな、非常に物理的、そういうところに原因があるようなご説明であったかと思います。藪の刈払いとか、今後、必要になるであろうということは、逆に、すごく少なくなくて、ほとんどの方ができていないという実情があって、こういうトータルに、先ほどの農業対策については、生息地管理という言葉をやめて環境管理という、漠然とした言葉はややこしいので一つにしたということだったのですが、データとしてはこれでいいかもしれませんが、対策の方向性としては、先ほど黒田委員からご指摘があったように、森林を守る、自然を守ろうと思うと、徹底的に頭数管理をしないといけないし、農業管理をしようすると、頭数管理と合わせて、こういう対策をすれば、被害度2でなく、1とか、1以下に下がっていくのだろうと思いますが、そこがこの5年間で実現するということを明確にしたいなという。やっているのにやっていないというか、防護柵も9割ほどの人が作っているのに、あまり効果がないというふうに言っておられる部分があるとか、捕獲も進んでいないとか、藪の刈払いに至っては、2割にも達していないとか、この辺が、できるのにできないところがジレンマかと受け止めているのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○事務局 まず、先ほどの補足として、防護柵の設置効果のデータになるのですが、こちらでいくと、回答数が80程度になっています。例えば、令和2年度であれば、「効果あり」と回答した方が50名というような形のオーダー数になっているところなんです。農業被害に関しては、もちろん防除が大切になってくると思いますので、アンケートでは、「防護柵を設置している」とおっしゃっていますが、現場を見てみると、全然できていない、きちんとした防護柵ができていない、効果的なものができていないというところが多いと思いますので、そういったところを十分に普及啓発して、対策していけば、農業被害は抑えていくことができるかと思っております。

○前迫部会長 可能性があるのにもったいない気がするので、そのあたりきめ細かく分かりやすい管理計画にしていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）」について、こちらのご説明をいただいて、また、前の計画について、何かありましたら、そこも含めてご意見を頂戴したいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 イノシシの説明をさせていただきます。こちらにつきましては、ほとんどシカの説明と重複しております。前回でのご意見については、資料3-4にまとめさせていただいております。内容としましては、図を見やすく、注釈を加えるようなところとか、捕獲目標についてとか、個体の適正処理とか、そのようなところについて意見をいただいているところです。

特に捕獲目標につきましてはシカも同様なのですが、毎年見直ししていくことが重要だと思っておりますので、シカ・イノシシ保護管理検討会を毎年開催し、見直しを進めていきたいと思っております。特にイノシシの特筆することは以上になります。検討会でも、シカの意見と同じになっていますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

- 前迫部会長 ありがとうございます。この計画と、先ほどのシカと同様ということでした。先ほど平井委員から「イノシシは」というご発言もあったので、どこからでもご意見・ご質問、よろしくお願いいたします。平井委員、お願いします。
- 平井委員 豚熱のデータは今のところ出ていないのですか。
- 事務局 野生イノシシでモニタリング調査しておりまして、こちらのデータにつきましては、本文P 1 1以降に掲載しているのですが、現状としましては、令和3年9月24日時点で、44件検査のうち17件の陽性が確認されているところです。P 1 2図11に、その確認地点を落としているのですが、これでいきますと、ほぼ府内全域で確認されておりまして、隣接府県からの発見状況も含めると、府内全域が確認地点から10km圏内の豚熱確認区域に入っているという状況になっています。これも9月時点で古いのですが、この10月などに生駒山系でも豚熱の検査をしておりまして、陽性が確認されているところですので、府内全域・山域は、確実に豚熱が入ってきているのかという状況です。
- 平井委員 本当か分からないのですが、最近、急にイノシシが減ったということを目にしたことがあるのですが、この豚熱との関連は、何か解析はされているのですか。
- 事務局 今年の捕獲の状況としまして、特に岬町周辺が顕著でして、昨年の1割か2割程度しか捕獲できていないという報告を受けています。豚熱との関係性については、資料が出てこないのですが、研究所が、箕面市でモニタリングカメラを設置して調査しているのですが、こちらによりますと、毎年秋頃に増加してくるところ、昨年度は増加していないという報告がありました。研究所の幸田さん、補足があればお願いします。
- 幸田主任研究員（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所） 箕面で自動撮影カメラをかけて調査をしていたら、2020年の秋から、例年に比べてイノシシの撮影が減っているという結果になっておりまして、丁度同じタイミング、茨木市で10月に初めて豚熱が確認されたというところだったので、その影響で減ったのかというところお話ししたというのがデータとしても出ているところです。
- 平井委員 ありがとうございます。豚への影響や人間への影響は書かれているかと思いますが、その個体数の変化に対する影響も考慮する必要があるのかと思います。豚熱の陽性数、陽性率や個体数の変化について、解析を進める必要があるみたいなどころはいるのではないかと思います。そのあたりはどこかに書かれているのですか。
- 事務局 今回、解析のことについては記載してないです。
- 平井委員 モニタリングに関連してですね。
- 事務局 分かりました。モニタリングのところにもそのようなことを記載するようにしたいと思います。
- 平井委員 豚熱との関連についても注視するみたい。
- 前迫部会長 ありがとうございます。今、トレンドといったら言葉は悪いですが、皆が関心を持っているところでもあるかと思うので、そのあたりを書き込んで、大阪府民の方の注意喚起にもつながればと思いますので、少しご検討して、書けるところは書いてい

ただくということで、お願いいたします。澤島委員も入っていただいているようですし、栗本委員にもご意見頂戴いただければと思いますが、澤島委員から、いかがでしょうか、3件通していただいても結構ですが、何かご気付きの点がありましたら、よろしく願いいたします。

- 澤島委員 澤島です。実は今年キャンパスで、イノシシの豚熱だと思うのですが、うり坊がかなり死んでいて、あちこちで死体が見つかるという感じになっています。今年の方見ると、イノシシの掘り返しが減ったという印象は顕著にありまして、少し行ったら大阪府ですので、今回、豚熱とかで数が減りつつあるのは、多分、しっかりデータを取ったら顕著に見えてくるかと思えます。あと、個人的に気になるのが、死体などキャンパスだと散見される感じなので、同じことが向こうで起きると、ハイカーなどに死体などがあつたときには触らないとか、関係団体に連絡するパンフレットとか、チラシとか、そのような情報提供が必要かもしれません。それをうまく入れてくれたら有り難いと思えます。
- 前迫部会長 ありがとうございます。計画に盛り込むというところも重要ですが、今、起こっていることを速報的に府民の方に広く知っていくという、そのような側面のコメントだと思います。
- 澤島委員 普及に努めるという文献をいただければ有り難いです。
- 前迫部会長 事務局の方で、前向きにぜひご検討いただきたいと思えます。栗本委員、お願いいたします。
- 栗本委員 これはお願いなのですが、高槻とか、北摂は、シカの被害が大きいのですが、こういった状況を、金剛山系ではぜひ起こさないようにして欲しいのです。金剛山は、今でもカタクリとか、イチリンソウとか、春植物を見に行かれる人も多いし、その他の希少植物がたくさん生育しておりますので、ぜひ、シードバンクになるような希少種のあるようなところについては、先ほどの山の中でも、防鹿柵をしてもいいのではないかと私は思っております。希少種が生育しているような場所では、思い切って今のうちから防鹿柵などの検討もしておいていただければと希望しております。これは希望だけの話なのですが、以上です。
- 前迫部会長 ありがとうございます。幸いといえば幸いで、私、金剛山では痕跡見ていないのですが、幸田さん、金剛山の周辺でシカに対してその点はいかがでしょう。

1 : 4 2

○幸田主任研究員 金剛山近くでいいますと、千早赤阪村の水越峠の坂場に入った辺りに、うちの森林防災系の調査でカメラをかけているのが何台かあるのですが、そこでオスジカが何度か写ってしまっているというのがあります。

奈良県側、御所市の辺りは、金剛山麓に入っているという話を奈良県の研究者の方からお聞きしているので、危ない状況にはなっているのかとは思っております。

- 前迫部会長 ありがとうございます。今、栗本さんもお指摘にあつたように、シカが見つかってしまったら、そこから対策していても、あつという間に入ってしまったら、食べてし

まうというのがこれまでの経緯ですので、そこは注視していただいて、そのようなデータがあるのだったら、周辺に入ってきたら、いち早くブナ林も含めて、金剛山の自然植生を保全していただく方向に動くという、そのような迅速な部分もぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。平井委員から手が挙がっております。お願いたします。

○平井委員 今の部分に関連して、全く同感なのですが、カメラをかけたら写るという事態ですので、色々なところにカメラをかけているけれど、そこで写っているという状態ではなく、いるのではないかとカメラをかけたら、写っているという、先ほどのデータを見るとそのような感じがします。そうではなくて、広域にカメラをかけてモニタリングをしたほうがいいのではないかと思うのですが、特に南部ですね。南部の潜入初期のところに関しては、そのあたりいかがなのでしょう。どのようなカメラを使われているのかも気になるのですが、最近は自動で画像が送信されるようなものも、それほど高価でなくても手に入ると思いますので、そのようなものを活用して、たくさんかけていただいたほうがいいのではないかと思うのです。

○前迫部会長 貴重なご意見かと思ます。幸田さんからお願いたします。

○幸田主任研究員 たくさんかけられたら、そのほうがおっしゃるとおりで、そうしたいところではあるのですが、なかなかお金と能力というところも難しいところです。南では、和泉葛城のブナ林に大阪みどりのトラスト協会さんと一緒に、今年から9台ほど設置を始めているので、そのあたりをこれから見られるかということと、もっと西の阪南市、岬町あたりにブナ林が少しあるので、そこにかけれないか、林野庁の方に相談しようとしているところで、その辺のかけやすいところが、拠点的な調査地的に、少なくともしていく必要があるのかと思っております。

○前迫部会長 ありがとうございます。大阪府の生物多様性戦略なども策定中ですが、コアなところは、被害があってからかけても遅いので、事前に防備して、そのようなデータをキャッチ次第、直ぐに動けるとい、そのような実効性のある計画にしていきたいと思ます。そのためには予算もいりますので、予算を取ってきていただいて、ぜひ、農水研、環農水研と協力して、いい防御態勢を取っていただきたいと、保全体制を取っていただきたいと思ます。黒田委員から手が挙がっていますので、お願いたします。

○黒田委員 先ほどの説明の中で、シカ柵の効果、藪の刈払いのところ、効果がないという話で終わっていたので、ずっと気になっていたので、実は兵庫県もそうなのですが、柵はメンテナンスをしないと絶対にやられてしまうので、農家の方が「柵ができてよかった」といって見回られていないというのがどこまであるのかが気になりました。フォローは絶対いると思ます。これは動物の食べたい意欲が上なのだということ。それから、藪の刈払いに関しては、農家さんと対応していると、どこも「やらないといけないのだよね」というところで終わるのです。誰がスタートを切るか、周りから誰かが段取りしてあげないと、第一歩が出ないというのが現実なので、そのところで、行政が全部面倒を見るのは無理なことは分かるのですが、藪の刈払いが進まないことに関しても、指導、手伝

いというか、そのようなことは必要だと思います。以上です。

- 前迫部会長 実効性のある計画を作っても、実際、動いていないと何のことだという話になりますので、計画は計画としてデータを示して、「こうやるのだ」と方針を明確にするというのは重要だと思いますが、できてからではなくて、今、動いていることなので、そのあたり、もったいない。防鹿柵して、藪の刈払いをして、被害に遭わなくて済めばもっと農家さんも潤うわけで、そのあたり、何か事務局として、実効性のある形を、ぜひ見出しただいて、実行していただきたいと思います。難しいことだと思いますが、どうですか。事務局から何かアイデアとか、やれることからやってみただけとか、そのようなものはありますでしょうか。
- 事務局 そうですね。事務局としても、この防除対策が一番大事だということは、痛感しているところです。防除対策に関しては、当課（動物愛護畜産課）だけでなく、農政部局とも連携して対策していきたいと思っています。
- 前迫部会長 連携は本当に大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 黒田委員 ちょっと付け足していいですか。大阪府がやれということだと思いますが、大変なことだということはよく分かりますが、市町村、市がどれだけ地元きめ細やかに対応されるかに懸かっているわけです。そこが人員不足でできないのか、そのような柵ができればみんな安心と思っているのか、あのグラフを出した時点で、原因究明というのが必要なので、こんなに効果がないのだと、効果がないのがなぜかということ为例え、「こうだから」ということを市なり、現場の方に「こうなっていますよ」ということを伝えてあげるところかと感じました。以上です。
- 前迫部会長 ありがとうございます。府のデータは、各市町村も共有されているかと思いますが、それに対して、何か動くようにお互い連携し合って、意見交換されているとか、そのあたり、前向きな情報はありますか。
- 事務局 府の農政部局は、出先に農と緑の総合事務所という現場に近い事務所がございます。そこで地域ぐるみの取組みの核となる方を呼んで、講習会を開催し、専門の方に出ただくという形の中で、徐々に理解を深めていっているという、そのような状況というのが今のところ。その取組みをもう一歩進めていきたいと考えております。やるに当たっては、市町村との連携が必要ですので、それは今もやっていますので、それは引き続き、自立させたものとしてやっていくことで考えております。
- 前迫部会長 計画の中にも、効果がないと言わせないというか、そのような項目も入っていたので、ぜひ実効性のある計画になるよう、よろしくお願いいたします。
高田委員の手が挙がっております。よろしくお願いいたします。
- 高田委員 資料編に「狩猟者登録の交付状況」というのがあって、交付数というのが、若い人が結構増えているのですが、年齢別というのがあったかと思いますが、P 21を見ると、交付数は銃が減って、わなが増えて、トータル900人というのがずっと維持されているようですが、この人たちの地域差というのはあるのかということと、どこかに年齢別の

ものがある、若い人が増えているというのを先ほど見たのですが、南大阪の人が増えているのなら、この人たちはシカ対策にも協力してもらえるのかと思います。29歳以下という人たちと、30歳から39歳の人たちが増えているのかと思います。実際に免許を取って、猟に参加して、駆除にも協力してもらえる人たちなのかどうなのかということが知りたいです。

○事務局 今、地域毎のデータというのは持ち合わせていませんので、その辺は分かりませんが、狩猟者に関しましては、大阪府で狩猟免許試験を実施しておりまして、その回数を増やし、土・日とか含めて実施することで、受験者の利便性の向上に努めておりますので、そのような影響で、近年は若干増えてきているのかと思います。一時期のピークに比べると、少し下がっておるのですが、最近、持ち直してきている状況です。最近は、若い方で取られる方も目立ってきたかと思います。これの方が、実際、猟ができる人なのかというところは、そのデータを持ち合わせておりませんが、大阪府内で狩猟するに当たっては、大阪府に狩猟者登録というのをしないとイケませんので、そのあたりの狩猟者登録はされているかというところで、そのようなデータを追えるのかと思っております。若い方の動向なども確認しながらやっていきたいと思っております。

○高田委員 ありがとうございます。ジビエの雑誌とか、狩猟の漫画とか、最近、流行っているんで、そのようなものにも影響を受けておられるのではないかと思います。年配の方が家で消費していたのに比べると、きっと若い方は、そのような料亭に出すとか、自分でお店をするとか、そのようなことを考えておられる方が多いのかと思いますので、この人たちが、何を思ってどんな活動をされているのかというのは、府の方もご意見伺ったりしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○前迫部会長 ありがとうございます。事務局でも、世代を超えてとか、ずっとつながっていく必要があるということ、担い手がいるということ、今、おっしゃったように、社会への広がり、可能性があるということでも、掘り起こしは非常に重要なことだと思います。その点もよろしく願いいたします。活発なご議論いただきまして、ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○事務局 今の件で1点、補足説明させていただきます。市町村においても、捕獲の担い手という問題がございますので、そのような取組みを強化しているところでもございまして、地域の方に新たに狩猟免許を取っていただき、登録していただいて、担い手確保に努めているところも、最近の狩猟者の数の増加であるとか、登録数の維持につながっているというのもありますので、それは承知いただければと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。事務局でも、どうぞよろしく願いいたします。

時間が迫って参りまして、活発なご議論いただきまして、大変ありがとうございます。本日、3つの計画案についてご意見頂戴したところですが、戻ってここがというのがございましたら、委員の方から頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。最後の方、時間不足で申し訳ございません。

それでは、皆様からいただいた意見を元に、事務局で再度調整いただきまして、また、パブリックコメントなども加えていただきまして、次回の野生生物部会で、再度、議論したいと考えております。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。(異議なしの声)
ありがとうございます。では、本日、全ての議事が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。委員の皆様には、大変貴重な意見を多数頂戴しまして、ありがとうございました。では、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 前迫部会長、委員の皆様、熱心にご審議いただきありがとうございました。

本日いただいたご意見を反映させ、12月下旬頃からパブリックコメントを実施します。パブリックコメントで提示する案につきましては、前迫部会長と調整の上、進めていきたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

また、第3回目の野生生物部会については、パブリックコメントの結果を踏まえ、来年2月の開催を予定しております。

なお、パブリックコメントの結果、大きな変更等が生じない場合には、第3回目の野生生物部会を書面での開催とさせていただくことがあります。あらかじめ、ご了解いただければと思います。

また、この場をお借りして、来年度の部会開催予定についてお知らせさせていただきます。来年度は、箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定期間が満了します。再指定に当たり、野生生物部会にてご審議いただくこととなります。部会1回の開催を予定していますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

(終了)